

### 3. 河川整備計画の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備の基本理念

山国川では、河川や流域の治水、利水、環境に関する現状や課題を踏まえ、以下を骨子とする河川整備を目指します。

##### < 治 水 >

- 生命・財産を守る川をつくり維持する。
- 地域と一体となった防災・減災を目指す。

##### < 利 水 >

- 水の恵みと生命育む流れを守り伝える。

##### < 環 境 >

- 山国川固有の生命を育む水辺環境を守り伝える。
- 名勝耶馬溪等の歴史・文化・景観を守り伝える。
- 県境や上下流を繋ぐ利用環境を目指す。

山国川河川整備の基本理念を以下に掲げます。

**「子供たちに繋ごう！耶馬溪・山国川のくらしと自然」**

### 3. 河川整備計画の目標に関する事項

#### 3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は、山国川水系の国管理区間※とします。

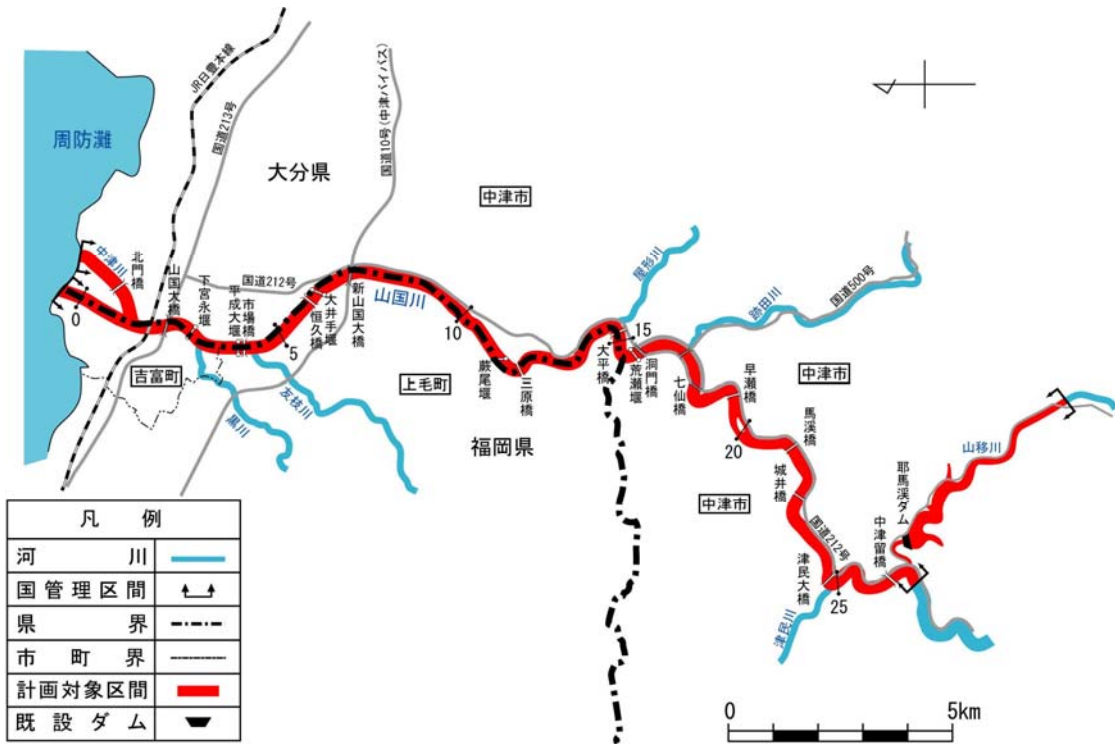


図 3.2.1 山国川水系整備計画対象区間図

表 3.2.1 計画対象区間（国管理区間）

河川名	上流端	下流端	区間延長 (km)
山国川	左岸：大分県中津市耶馬溪町大字柿坂字ソノ 327 番地 1 地先 右岸：大分県中津市耶馬溪町大字大島字中曾 2224 番地先	海に至る	27.6
中津川	山国川からの分派点	海に至る	1.4
山移川 他	左岸：大分県中津市耶馬溪町大字山移字普門寺 3578 番 2 地先 右岸：大分県中津市耶馬溪町大字笹ヶ谷 1716 番地先	山国川への合流点	7.5
合計			36.5

※一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。

#### 3.3 河川整備計画の対象期間

本整備計画は、変更後概ね 30 年で実施することを目標としています。

なお、本計画は、現時点の流域の社会経済情勢・自然環境状況・河道状況等に基づき策定されたものであり、これらの状況の変化や新たな知見・技術の進捗等に伴い、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



### 3. 河川整備計画の目標に関する事項

#### (2) 堤防の安全性の確保

既存の堤防については、洪水時の浸透やパイピング、流下能力の不足に対する安全性の向上を図ります。

#### (3) 内水対策

内水対策に関しては、これまでの被害の状況等を踏まえ、関係機関と連携・調整し、必要な箇所において被害の軽減を図ります。

#### (4) 地震・津波対策

発生が危惧される東南海・南海地震等の大規模地震に対し、堤防等河川管理施設の安全性と津波による影響を検証したうえで必要な対策を実施します。なお、自治体を実施する津波防災地域づくりの支援を行います。

#### (5) 河川の維持管理

河川の維持管理に関しては、計画的かつ適正な管理により、河道の継続的な流下能力の維持及び河川管理施設等の安定的で長期的な機能維持を図ります。

#### (6) 危機管理対策

危機管理に関しては、過去の被災経験を十分に踏まえ、住民と関係機関とが相互に連携・協力して危機管理体制を確立し、地域防災力の向上を図り、整備途上段階での施設能力以上の洪水や整備計画規模を上回る洪水が発生した場合でも、被害を最小限に抑えるよう努めます。

### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

#### (1) 流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保

農業用水や都市用水が安定して取水されるとともに、魚類等の生息環境や水質、河川景観等を維持するため必要な流量として、下唐原地点で概ね  $2\text{m}^3/\text{s}$  の確保に努めます。

表 3.5.1 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

地点名	期別	流量
下唐原	通年	概ね $2\text{m}^3/\text{s}$

### 3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、これまでの地域の人々と山国川との関わりを考慮しつつ、山国川の多種多様な動植物が生息・生育・繁殖できる水辺環境や、名勝耶馬溪及び耶馬日田英彦山国定公園の歴史・文化・景観等を後世に引き継ぐため、関係する機関と連携し保全に努めます。

また、水質については、下水道等の関連事業や関連機関、住民との連携を図りながら、維持・改善に努めます。